

学校いじめ防止基本方針 概要版

いじめとは

「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身に苦痛を感じているもの」をいう。

いじめ問題への主な取り組み

○いじめの「未然防止」

- | | |
|--------------------|-------------------|
| ア 人権教育の充実 | イ 児童を認め励ます学級経営 |
| ウ 授業規律と心の教育 | エ 協同学習の導入による学級づくり |
| オ 体験活動の充実 | カ 保幼小中連携 |
| キ 校内におけるいじめ防止研修の実施 | |

○いじめの「早期発見」

- | | |
|-------------|------------------------|
| ア 児童の見守り | イ スクールカウンセラーの活用 |
| ウ 保護者への意識啓発 | エ いじめ実態把握調査（年3回のアンケート） |

○いじめの「早期対応」⇒「早期解決」

- | | |
|------------|--|
| ア 被害児童を最優先 | イ 迅速な調査（学校調査委員会） |
| ウ 加害児童への措置 | エ 関係機関との連携
（教育委員会、学校運営連絡協議会、世話人会、地域社会、
関係諸機関等） |

○「高五小いじめ防止等対策委員会」

構成メンバーは、校長・副校長・生活指導主任・学年主任・養護教諭・特別支援教育コーディネーター・スクールカウンセラー・他関係者。

いじめを未然に防止するための対策を推進するとともに、いじめ行為への対処を適切に行い、実効的な取組を行う。